

【保護者の方へ：必ず読みましょう】

## ～ BCG（結核）の予防接種について ～

**公費負担（無料）で受けられます。対象年齢を過ぎると任意接種となり有料となります。**

### ●接種対象者と接種回数

接種回数	標準的な接種期間	対象年齢
1回	生後5か月～8か月	1歳未満



### ●結核ってどんな病気？

結核菌の空気感染で広がりますが、感染した人がすべて発病するわけではなく、免疫力が下がったときに長期間潜んでいた菌が活性化して発病することがあります。日本では現在でも毎年約3万人の結核患者が発生し、依然として最大の感染症といえます。乳幼児が感染すると、結核性髄膜炎や粟状結核になり、重い後遺症を残すことがあります。BCG予防接種はこのような重篤な結核の発病予防に、特に効果があります。

### ●予防接種の方法は？

BCGの場合、9本の針がついている専用の器具を用いて腕に2回（2カ所）強く押して接種します。接種後は、接種した部分を日陰で自然乾燥（10分程度）させてから服を着せましょう。

### ●予防接種による副反応ってあるの？

接種後10日～4週間の間に、接種したところに赤いポツポツがでる、腫れる、硬くなる、小さな膿をもつことがあります。その後はかさぶたができて1カ月～3カ月で治り、針のあとが残ります。これは異常反応ではなく、BCG接種により免疫がつくられた証拠です。包帯やばんそうこうは使わずに、そのまま普通に清潔を保ってください。わきの下のリンパ節が腫れたり、接種した部分がただれたり、ひどく腫れたりすることがまれにあります。その際は医師の診察を受けてください。

### ●結核に感染していてBCG予防接種を受けたらどうなるの？

接種後10日以内に、接種した部分が赤く腫れ、化膿するコッホ現象という強い局所反応がでます。通常は2～4週間後に治まりますが、コッホ現象と思われる反応がでた場合は、結核に感染している可能性が高いので、本人も家族の方も医師の診察を受けてください。

### <予防接種による健康被害救済制度について>

定期の予防接種を受けたことが原因で、重い副反応がでて治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。本人またはその家族が市町村に救済の請求をし、厚生労働大臣に認定されると、健康被害の程度に応じて、医療費・医療手当・障害児養育年金・障害年金・死亡一時金・葬祭料の救済措置を受けることができます。

## ～ 予防接種を受ける際は、親子(母子)健康手帳で確認してから接種しましょう！ ～

（すでに接種されている方は受ける必要はありません）

☆他市町村で接種を受けた方は、本部町役場健康づくり推進課までご連絡ください。



＜お問い合わせ先＞ 本部町役場 健康づくり推進課 TEL 47-2103